

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

公 告	ページ
○平成26年度後期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	1
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	4
○開発行為に関する工事の完了（ 〃 ）	4
○高知県立池公園の指定管理者の募集（公園下水道課）	4
○高知県立室戸広域公園、高知県立土佐西南大規模公園（大方地区及び佐賀地区）及び高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の募集（ 〃 ）	5

## 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成26年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成26年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 実施する等級、検定職種等  
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。
  - 特級職種  
鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びパン製造
  - 一級及び二級職種  
さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業又は設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作

業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業又はビニルエステル樹脂積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業又は和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業又は組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

### (3) 三級職種

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業又はシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

### (4) 単一等級職種

電子回路接続（電子回路接続作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

## 2 実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

平成26年12月3日（水）から平成27年2月15日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

#### イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

#### ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級、一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	17,900円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
機械保全		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		
パン製造		
造園	造園工事作業	
さく井	ロータリー式さく井工事作業	
機械加工	普通旋盤作業	



製造	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
配管	建築配管作業	
機械検査	機械検査作業	9,900円
和裁	和服製作作業	8,700円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業	
	テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成26年11月26日（水）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級職種

検定職種	実施期日
------	------

鋳造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 パン製造	平成27年2月1日（日）
--	--------------

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 菓子製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	平成27年1月25日（日）
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 パン製造 酒造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 バルコニー施工	平成27年2月1日

機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 和裁 製版 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 塗装 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	平成27年2月8日（日）
--	--------------

(ウ) 三級職種

検定職種	実施期日
電気機器組立て 内燃機関組立て 配管	平成27年1月25日
造園 機械加工 時計修理 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	平成27年2月1日
機械検査 プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形 建築大工 テクニカルイラストレーション 電気製図	平成27年2月8日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

## (2) 書類の提出先

高知市布師田3992-4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

## (3) 書類の受付期間

平成26年10月6日(月)から同月17日(金)まで(郵送による場合は、平成26年10月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

## (4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

## (5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

## 4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成27年3月13日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

## 5 技能検定合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

## 6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成26年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路(3・3・93号高知駅秦南町線及び3・5・72号秦南町前里線)

## 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成26年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年6月12日 26高都計第142号	香美市土佐山田町字カラ堀曲り330番1	長野県松本市県一丁目9番2-501号あがた住宅 公文 富士夫

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第64号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成26年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称  
高知県立池公園(以下「公園」という。)

(2) 施設の場所  
高知市池

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 公園における行為の許可等、公園のテニスコートの利用の許可等、公園における行為の許可及び公園のテニスコートの利用の許可の取消し等その他の公園における行為の許可及び公園のテニスコートの利用の許可に関する業務

(2) 公園における行為及び公園のテニスコートの利用に係る利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 公園の施設、設備等及び植栽並びに物品の維持管理に関する業務

(4) 公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務

## 3 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

## 4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、公園の利用において、県民の平等利用を確保し、公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

## 5 資格審査の手続

(1) 指定管理者の指定の資格審査を受けようとするものは、(2)の資格審査申込期間内に、資格審査申込書に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 定款、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)

ウ 資格審査申込書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

エ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

オ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

カ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割分担に関する書類

(2) 資格審査申込期間は、平成26年9月2日(火)から同月24日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年9月24日の消印のあるものまで受け付ける。

## (3) 資格審査の結果通知

ア 平成26年9月30日(火)までに、資格審査の申込者に電子メールで資格審査の結果を通知する。

イ 指定管理者の指定の資格要件を満たさなかったものには、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。この場合において、当該通知を受けたもの

- は、当該通知が発せられた日の翌日から起算して5日（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により知事に対して当該資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。
- ウ 知事は、イにより説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日（高知県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- 6 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定の資格要件を満たしている旨の通知を受けたもので、指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
- ア 2の業務に関する事業計画書  
イ 2の業務に関する収支予算書  
ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
- (2) 募集期間は、平成26年10月1日（水）から同月16日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月16日の消印のあるもので受け付ける。
- (3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に8で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>）からも入手することができる。
- (5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 7 その他  
県は、指定管理者と公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
- 8 資格審査申込書及び申請書等の提出場所、募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県土木部公園下水道課  
電話番号088-823-9853  
ファクシミリ番号088-823-9036

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成26年9月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う都市公園の施設の概要
- (1) 施設の名称及び場所  
ア 高知県立室戸広域公園  
室戸市領家ほか  
イ 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区及び佐賀地区）  
(ア) 大方地区 幡多郡黒潮町入野ほか  
(イ) 佐賀地区 幡多郡黒潮町佐賀  
ウ 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）  
四万十市下田ほか
- (2) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 都市公園の特定公園施設の利用の許可、利用の許可の取消しその他の都市公園の特定公園施設の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園の特定公園施設の利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 都市公園の施設及び設備並びに物品の維持管理に関する業務
- (4) 都市公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務
- 3 指定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、都市公園の利用において、県民の平等利用を確保し、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、都市公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのもにより構成されるグループとする。
- 5 資格審査の手続
- (1) 指定管理者の指定の資格審査を受けようとするものは、(2)の資格審査申込期間内に、資格審査申込書に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。  
ア 定款、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 資格審査申込書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

エ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

オ 法人にあつては、直近の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

カ グループでの応募の場合にあつては、その構成員の役割分担に関する書類

(2) 資格審査申込期間は、平成26年9月2日（火）から同月24日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年9月24日の消印のあるものまで受け付ける。

(3) 資格審査の結果通知

ア 平成26年9月30日（火）までに、資格審査の申込者に電子メールで資格審査の結果を通知する。

イ 指定管理者の指定の資格要件を満たさなかったものには、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。この場合において、当該通知を受けたものは、当該通知が発せられた日の翌日から起算して5日（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により知事に対して当該資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。

ウ 知事は、イにより説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日（高知県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により回答する。

6 指定の手続

(1) 指定管理者の指定の資格要件を満たしている旨の通知を受けたもので、指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

(2) 募集期間は、平成26年10月1日（水）から同月16日

(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年10月16日の消印のあるものまで受け付ける。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に8で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>)からも入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

#### 7 その他

県は、指定管理者と都市公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

#### 8 資格審査申込書及び申請書等の提出場所、募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県土木部公園下水道課

電話番号088-823-9853

ファクシミリ番号088-823-9036